

大阪府道路附属物（標識板）視認性点検要領
（案）
【試行版】

令和8年3月
大阪府都市整備部

本要領の位置付け

本要領は、大阪府の各土木事務所において、道路標識の標識板における視認性点検の試行のために作成したものである。点検の試行対象となる道路標識は、一部の路線、区間における道路標識とする。

また、本要領は、試行の結果やその他の検討結果等を踏まえ、今後、見直し、改善を行っていくものである。

目次

1. 一般	2
1. 1 適用の範囲	2
1. 2 点検の目的	3
2. 点検	3
2. 1 点検の目的及び方法	3
2. 2 点検の頻度.....	4
2. 3 点検結果の判定、評価及び診断.....	4
3. 判定・評価・診断	5
3. 1 変状の個別判定	5
3. 1. 1 個別判定	6
3. 1. 2 判定の標準	6
3. 2 健全性の診断	7
3. 2. 1 健全性の診断.....	7
3. 2. 2 視認性の健全性の分類.....	7
4. 記録・措置	7
4. 1 点検結果の記録	7
4. 2 措置.....	8
付録－1 判定事例集	9
点検記録様式	
点検	

1. 一般

1. 1 適用の範囲

本要領は、大阪府の各土木事務所が管理する道路標識の標識板における視認性の点検に適用する。

【解説】

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物のうち、大阪府が管理する道路標識に取り付けられた標識板を対象とした視認性の点検に適用する。

また、「大阪府道路附属物（標識・照明等）点検要領」（令和6年3月 大阪府都市整備部道路室）においては、道路橋、トンネル及び横断歩道橋に設置されている道路標識が道路橋、トンネル及び横断歩道橋の本体構造の状態に影響を与える場合は各種要領を適用し点検を実施するが、これらに取り付けられた道路標識についても本要領の適用範囲とする。

本要領で対象とする附属物の代表例の概略形状を、図-1. 1に示す。これらと同様の支柱又は梁構造を有する高さ制限装置等の標識板を点検する際には、本要領を準用することができる。なお、単柱式標識柱に設置された小型の案内標識（交差点名表示板を含む）や警戒標識、規制標識等の道路管理者以外が管理する標識や、歩行者用の案内標識は本要領の適用範囲外とする。

なお、本要領に基づく点検の実施にあたっては、「大阪府道路附属物（標識・照明等）点検要領」（令和6年3月 大阪府都市整備部道路室）に基づく点検と連動させ効率的に実施することが望ましい。

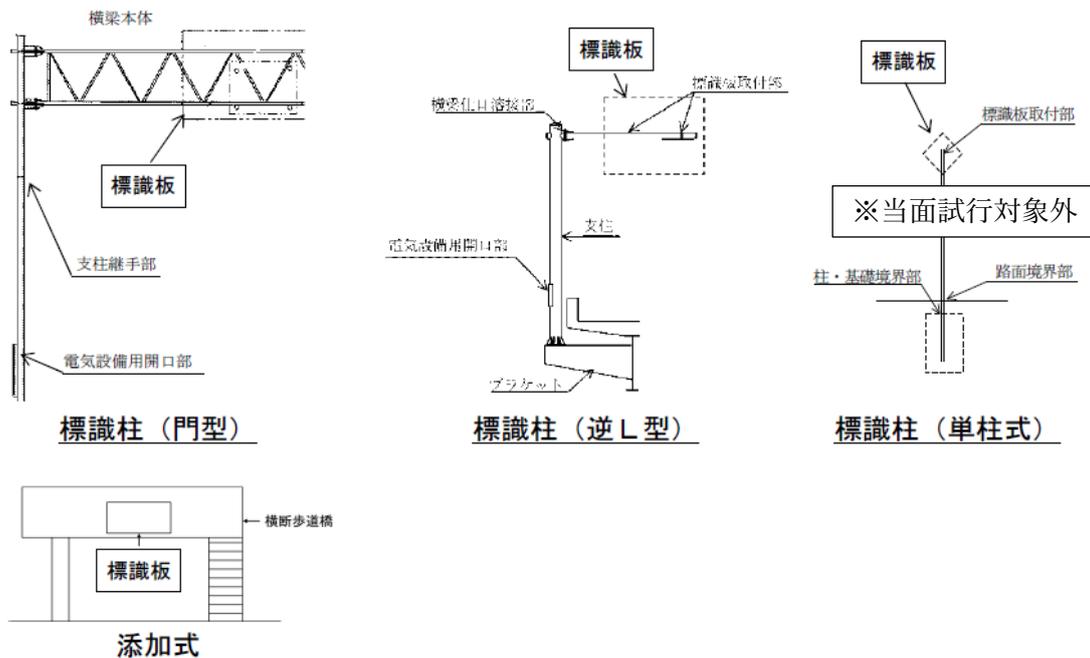


図-1. 1 道路標識板の例

1. 2 点検の目的

道路標識の標識板の視認性点検は、安全で円滑な交通を確保するために、標識板の視認性の状態を把握、評価し適切な措置を行うのに必要な情報を取得することを目的に実施するものである。

【解説】

視認性点検の第一の目的は、管理する附属物の標識板の視認性の低下状況をできるだけ早期に発見することである。標識板の視認性の低下に起因する案内内容の判読性低下による交差点での不用意な車線変更により生じる事故や、警戒標識で示す危険箇所の内容（例えば車線数減少等）が適切に伝わらないことによって生じる事故等を未然に防止する必要がある。よって道路利用者に対してその表示内容を適切に伝達できているかを把握する観点から、道路利用者の視点を想定した車上（遠望）目視で確認することが基本となる。

また、点検の第二の目的は、効率的な道路業務を実施するために必要な、視認性の低下の程度を客観的なデータとして記録することにある。蓄積されたデータを分析することにより、点検そのものの合理化に資することと、道路管理面から見た附属物の設計・施工上の問題点や改善点が明らかになることが期待される。このため、取得したデータは適切に保管、蓄積しておくことが重要となる。

2. 点検

2. 1 点検の目的及び方法

- (1) 点検は、標識板の視認性の健全性の把握及び安全な道路交通を確保するため、標識板の視認性の状態を定期的に把握するために行う点検である。
- (2) 点検方法は、車上（遠望）目視又は車上目視による場合と同等の評価が行える方法を基本とする。なお、変状が確認された場合においては、必要に応じて、近接目視により、標識板の状態を詳細に確認すること。
- (3) 車上（遠望）目視における確認位置は運転者が道路標識の存在を認知し、道路標識の表示内容を読み始めることが可能になる点から完全に読み終えることのできる点の間を標準とする。
- (4) 視認性不良（劣化）において、輝度の低下を点検する際は、夜間点検にて把握することが望ましい。なお、変状の把握にあたり、夜間と同等の評価が行える場合は、これによらない時間帯にて点検してよい。

- (2) 標識板の視認性については、道路利用者によるその表示内容を適切に伝達できているかを把握する観点から、車上（遠望）目視で確認することを基本とする。また、車上目視と同等の信頼性で変状の状態を把握できることが明らかな場合には、必ずしも車上目視を行わなくてもよいと考えられ、これを妨げるものではない。

記録は静止画で残すこととする。静止画を撮影する場合と、動画を撮影して静止画を切り出す場合のいずれも可とするが、動画を活用する場合は、当該道路の最高速度（最

高速度規制がなされていない道路においては法定速度)で走行した状態で撮影した際に、表示内容を確実に確認できる性能を有する機材を用いる必要がある。

(3) 点検は、道路標識の設置位置の70m程度手前からの実施を標準とする。

(4) 標識板については、視認性が低下し、道路標識の機能である情報の伝達がなされない事例がある。標識板の視認性点検にあたっては、汚損や文字・表示のかすれなどは昼間に点検することを基本とする。なお、夜間における視認性である反射輝度の点検は夜間に点検を実施することが望ましい。夜間の点検時には、走行用前照灯(通称、ハイビーム)を照射して確認することとし、交通量の多い市街地や対向車・先行車がいる場合は、すれ違い用前照灯(通称、ロービーム)にて確認する。すれ違い用前照灯にて確認した場合は、その旨を点検記録様式に記載する。

2. 2 点検の頻度

(1) 点検の頻度は、5年に1回以上を目安とする。

【解説】

点検では、附属物の最新の状態を把握するとともに、次回の点検までに必要な措置等の判断を行う上で必要な情報を得る。なお、施設の状態によっては規定より短い間隔で点検することも検討する必要がある。

2. 3 点検結果の判定、評価及び診断

点検の結果に基づいて、個別判定、健全性の診断を行う。

【解説】

点検の結果は、各々の変状に対し個別判定を行うことを基本とし、個別判定に基づき健全性の診断を行う。これらの判定、評価及び診断については「3. 1 変状の個別判定」により行い、健全性の診断は「3. 2 健全性の診断」により行う。

3. 判定・評価・診断

3. 1 変状の個別判定

3. 1. 1 個別判定

(1) 各点検の結果は、変状の種類毎に、変状の状態を把握するものがあり、定められた判定区分により個別判定を行う。

(2) 個別の変状に対する判定区分は、以下のとおりとする。

判定区分		定義
変状に対する判定	AA	変状が著しく、速やかな措置が必要な状態。
	A1	変状があり、早期に措置が必要な状態。
	B	変状があり、変状の進行状態を継続的に監視する必要がある状態。
	OK	変状がない又は措置を必要としない変状がある状態。

【解説】

(1) 判定区分の位置付け

標識板の視認性の変状程度は、個々の構造物によってその機能に与える影響が異なる。このため、すべての標識板の視認性の変状程度を同一の基準及び精度で統一することは困難である。

しかし、各々の標識板に対して、ある程度統一した判定区分を用いることが必要であるため、判定の区分を示す。

(2) 判定区分の内容

判定区分は、標識板の視認性の機能面から見た変状の状態、変状原因、変状の進行可能性等から次回の定期点検までに必要な措置や調査の有無を判定するためAA、A1、B、OK、の4区分としている。

① 変状に対する判定区分

- ・判定区分 AA とは、変状が著しく、標識板の視認性の機能に支障が生じる可能性が高く、応急対策を含め速やかな措置が必要な状態の判定区分である。
- ・判定区分 A1 は、変状が進行していると判断され、標識板の視認性の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置が必要な状態である場合の判定区分である。
- ・判定区分 B は、変状があり、標識板の視認性の機能に支障は生じておらず、変状の進行状態を継続的に監視する必要がある状態の判定区分である。
- ・判定区分 OK は、変状がない又は標識板の視認性の機能に支障は生じておらず、措置を必要としない変状がある状態の判定区分である。

3. 1. 2 判定の標準

判定の標準は以下のとおりとする。

点 検 箇所	点 検 部 位	変状の種類	判定区分			
			AA	A1	B	OK
標 識 板	標 識 板	視認性不良 (汚損)	輝度不足や汚 れにより、判 読ができない。	輝度不足や汚 れにより、判 読が困難であ る。	不良である が、軽微で判 読は可能であ る。	輝度不足や汚 れがなく、判 読は可能であ る。
		視認性不良 (劣化)	輝度不足や白 亜化により、 判読ができな い。	輝度不足や白 亜化により、 判読が困難で ある。	不良である が、軽微で判 読は可能であ る。	輝度不足や白 亜化がなく、 判読は可能で ある。
		視認性不良 (植生)	植生の影響に より、判読が できない。	植生の影響に より、判読が 困難である。	不良である が、軽微で判 読は可能であ る。	植生の影響が なく、判読は 可能である。

3. 2 健全性の診断

3. 2. 1 健全性の診断

健全性の診断とは、個別判定又は健全度評価に基づき、以下の区分により標識板の視認性の総合的な評価を行うものである。

区分		変状の種類
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。

【解説】

健全性の診断は、「3. 1 変状の個別判定」に基づき、視認性の総合的な評価を行うものである。一般には、最も厳しい変状の健全性の診断結果で視認性の診断結果を代表させることができる。

なお、個別判定と健全性の診断との判定区分の関係については、「3. 2. 2 視認性の健全性の分類」による。

3. 2. 2 視認性の健全性の分類

個別判定と視認性の健全性の診断との判定区分の関係は以下のとおりとする。

健全性診断区分			個別判定区分	
区分		状態	判定区分	定義
Ⅲ	早期措置段階	標識板の視認性の機能に支障が生じている、又は生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	AA	変状が著しく、速やかな措置が必要な状態
			A1	変状があり、早期に措置が必要な状態
Ⅱ	予防保全段階	標識板の視認性の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	B	変状があり、変状の進行状態を継続的に監視する必要がある状態
Ⅰ	健全	標識板の視認性の機能に支障が生じていない状態	OK	変状がない又は措置を必要としない変状がある状態

4. 記録・報告・措置

4. 1 点検結果の記録

- (1) 点検結果及び措置内容は、定められた方法で適切に記録し、蓄積する。
- (2) 点検結果及び措置の記録は所定の様式に記録する。

【解説】

- (1) 点検結果及び措置内容の記録は、点検結果等の共有や統計処理の効率化、変状の進行・原因の分析、維持管理計画を策定するための基礎資料として、日常の維持管理業務に有効に活用するため、構造物が供用されている期間中は、適切に記録し必要な時に随時利用できるよう整理・保管することが望ましい。
 - ・ 応急対策を行った場合には対策前の状態と対策後の状態を合わせて記録する。
 - ・ 写真は、変状写真、応急対策後の写真、対策完了後の写真とし、デジタルカメラで撮影した電子データにより保存する。
- (2) 点検結果の記録は、本要領に含めている点検記録様式にて記録する。標識板の視認性低下に対する措置の必要性の所見のみではなく、その所見に至った理由も分かるように写真等とともに記録することが望ましい。写真は、撮影条件やカメラの設定（明るさやコントラスト）等により印象が変わり得るため、道路利用者が当該標識板を視認した際の見え方と大きく乖離しないよう留意して撮影する。また車内から写真撮影等を行う場合は、車内を暗くする、レンズフードを取り付ける等してフロントガラスの反射の影響を小さくする等工夫する。

4. 2 措置

点検結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図れるよう、必要な措置に努める。

【解説】

「3. 1 変状の個別判定、3. 2 健全性の診断」の結果に基づき適切な時期に必要な措置の実施に努める。

また、措置を実施した場合には、その目的や対応方法の状況により、適宜、個別判定の再判定を行い、措置の内容を含めて「4. 1 点検結果の記録」に基づいて記録を行う。

表-4. 2 に変状の種類と広く行われていると考えられる対策方法の目安を示す。

なお、既設の標識板の一部に補修版や加圧型接着剤反射シートなどを重ね貼りする場合においては、重ね貼りにより標識板の自重が大きくなるため、その採用の是非や設置位置、規模について適切に検討する必要がある。また、重ね貼りの際に簡易なりベットを用いた場合、重ね貼した板がリベットの破断により落下した事例もあることから、使用する材料の性質や施工法の特徴を十分に理解した上で、揺れの影響や経年変化に起因する強度低下等による重ね貼り部分の落下の防止に配慮する必要がある。

表-4. 2 変状の内容と対策方法の目安

変状の種類	対策方法の目安
視認性不良（汚損）	・ 標識板の清掃
視認性不良（劣化）	・ 標識板の撤去・更新 ・ 補修板、反射シートの重ね貼り
視認性不良（植生）	・ 植生の剪定 ・ 標識板設置位置の変更

付録－ 1 判定事例集

交通管理施設	点検箇所	標識	変状の種類	視認性不良 (汚損)
	点検部位	標識板		

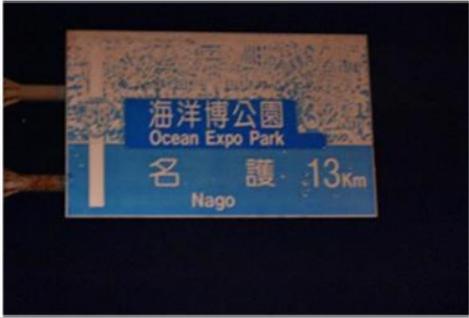
判定	判定の標準
A A	輝度不足や汚れにより、判読ができない。
A 1	輝度不足や汚れにより、判読が困難である。
A 2	—
B	不良であるが、軽微で判読は可能である。

判定	変 状 状 況
AA	輝度不足や汚れにより、判読ができない。
	

判定	変 状 状 況
B	不良であるが、軽微で判読は可能である。
	

交通管理施設	点検箇所	標識	変状の種類	視認性不良 (劣化)
	点検部位	標識板		

判定	判定の標準
A A	輝度不足や白亜化により、判読ができない。
A 1	輝度不足や白亜化により、判読が困難である。
A 2	—
B	不良であるが、軽微で判読は可能である。

判定	変状状況
AA	標識の白亜化により、判読ができない。
	

判定	変状状況
A1	文字の劣化により判読が困難である。
	

判定	変状状況
A1	標識の白亜化により、判読が困難である。
	

判定	変状状況
B	標識の白亜化はあるが軽微で判読は可能である。
	

交通管理施設

点検箇所	標識	変状の種類	視認性不良 (植生)
点検部位	標識板		

判定	判定の標準
A A	植生の影響により、判読ができない。
A 1	植生の影響により、判読が困難である。
A 2	—
B	不良であるが、軽微で判読は可能である。

判定	変状状況
AA	ツタ植物の繁茂により判読ができない。
	

判定	変状状況
A1	雑草の繁茂により標識板の判読が困難である。
	